

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道八雲町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。</p> <p>・被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証又は認定者の交付・再交付・返還受理</p> <p>③介護給付、予防給付の支給</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑥介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止め</p> <p>⑩保険料の徴収する権利が消滅した場合の保険給付</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項 (情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 (情報照会の根拠) 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町(総務課) 北海道二海郡八雲町住初町138番地(電話)0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町(保健福祉課)北海道二海郡八雲町栄町13番地1(電話)0137-64-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報によることとしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス制限を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I. 1. ②事務の概要	4行目「介護予防事業」	「介護予防・日常生活支援総合事業」	事後	
平成29年6月30日	I. 5. ②所属長	保健福祉課長 前小屋忠信	保健福祉課長 紺谷英友	事後	
平成29年6月30日	II. 1いつの時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II. 2いつの時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ②所属長	保健福祉課長 紺谷英友	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	II. 1対象人数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II. 2取扱者数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II. 1対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II. 2取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月15日	II. 1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月15日	II. 2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年12月23日	I. 1. ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年1月10日	I. 3. 法令上の根拠	—番号法第9条第1項 別表第一(68の項)	—番号法第9条第1項 別表第一(68の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和7年10月15日	I. 3. 法令上の根拠	—番号法第9条第1項 別表第一(68の項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	番号法第9条第1項 別表100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	
令和7年10月15日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(17の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項 (情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 (情報照会の根拠) 131、132の項	事後	
令和7年10月15日	II. 1いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月15日	II. 2いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月15日	IV. 8人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報によることとしている。	事後	
令和7年10月15日	IV. 11最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である アクセス制限を実施している。	事後	